

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
1. 共生社会づくり								
(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数	57回	57回		障害福祉課 (企画)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の会場において、障害理解を深めるための体験ブースを出展し、県内外からの来場者に広く周知することができた。また、共生条例の理念に共感する事業者が店舗等に貼付する共生サポーターステッカーの配布数を増加させる（R5末18者⇒R7末100者）など、民間事業者に対する啓発に取り組んだ。 アドボケーター研修会を実施し資質向上を図るとともに、県とアドボケーターの連携体制の強化に努めた。また、適切な相談事例への対応を図るため、有識者による事例検討会議を実施し、専門的な助言を受け、相談体制の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き出前講座や共生社会サポーターステッカーなどを活用しながら県民に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。また、令和8年度には、小学4年生程度の児童でも理解が可能な啓発資材の作成を予定しており、さらなる啓発に努める。 アドボケーターの資質向上のため、引き続き研修会を実施するとともに、定期的な事例検討会議の実施により、相談体制の充実を図る。
	(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施	50回/年						
	(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	差別解消相談員 2名 地域アドボケーター 25名	差別解消相談員 2名 地域アドボケーター 29名				
(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の利用促進	市町からの専門相談への対応や研修会の実施等による市町の取組支援	—	—		障害福祉課 (企画)	令和5年度に策定した成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針に基づき、利用促進協議会等の開催による関係者との連携強化を図るとともに、市町担当者向け実務研修、市町等からの専門相談対応窓口の設置、担い手確保に向けた研修の実施等により、権利擁護の推進を図った。	引き続き、取組方針に基づき、市町、中核機関、専門職団体等との連携強化、市町の取組支援、および担い手の確保等を進めるとともに、成年後見制度の見直しに関する国の動向も踏まえ、本人の意思決定支援を重視した権利擁護支援体制の充実を図っていく。
(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 150人（3年間累積）	25人	47人		障害福祉課 (企画)	相談支援専門員に対し、障害のある人の意思決定支援に必要な姿勢や知識、技術の習得を目的とした研修を実施することにより、意思決定支援の理解促進と実践力の向上を図った。	引き続き、相談支援専門員に対する意思決定支援の理解促進を図るとともに、障害のある当事者の意思が尊重される支援の充実を努める。
(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100%	95.1%	93.0%		交通まちづくり政策課	令和7年度の補助実績はなかったが、継続的に案件の照会、状況確認を行っている。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
2. とともに暮らす								
(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	利用見込数：2,173人 ※市町における利用見込人数の総数	2191人	2285人		事業所指導	重度障害のある方に対応可能なグループホームの創設を補助することで、地域における住まいの場の確保に寄与した。	一方で地域間の偏りや、重度障害のある方の利用が難しいなどの課題は継続していることから、引き続き、重度障害のある方の対応が可能なグループホームの整備を進める。
(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進	60人 (R6年度～R8年度の累積) ※市町における目標人数の総数	22人	10人		障害福祉課 (企画)	地域移行について、昨年度を下回る結果となった。各地域での拠点整備については、拠点整備率の全国平均を上回る形で維持している。	地域生活への移行について、モデル事業の活用も含めて引き続き取り組んでいく。拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、全県において拠点整備が進むよう支援する。
	(カ)地域生活支援拠点等の整備	拠点到求められる5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の確保・充実	9（圏域4、市町5）	9（圏域4、市町5）				
(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(エ)総合的・専門的な相談支援体制の充実、強化	各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	6圏域15市町にて設置済	6圏域15市町にて設置済		障害福祉課 (企画)	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。また、初任者研修については、前年度より定員を拡大し（98名）申込者全員が受講できる体制を確保したとともに、現任研修、主任相談支援専門員研修についても、希望者全員が受講できるよう受入れを行い、相談員支援専門員の資質向上の機会を確保した。	引き続き、相談支援専門員の確保・育成を通じて、障害児者およびその家族等が身近な地域で適切な相談支援を受けられる体制の一層の充実を図る。
	(カ)相談支援専門員の養成および育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人	344人	集計中				
(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	1センター設置、3名配置	1センター設置、3名配置		障害福祉課 (企画)	医療的ケア児支援センターにおいて、重症心身障害児者や医療的ケア児等およびその家族からの相談支援（令和6年度からの継続分含め82ケース）を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーター研修（修了者28名）の実施や、医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携強化を目的としたネットワーク会議の開催等を通じて、重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実につながった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	—	—		障害福祉課 (社会)	強度行動障害者通所特別支援事業（県加算）を受ける生活介護事業所に対して強度行動障害者専門家チームを派遣し、助言等を行うことで、行動障害への対応スキルの向上を図った。	事業所において強度行動障害を有する者に対して支援を行う上で、中心的な役割を果たす「中核的人材」を配置するための、中核的人材養成研修の計画的な受講を進める。また、難しい事案について「中核的人材」に対して、指導助言が可能な高い専門性を有する「広域的支援人材」として、発達障害者支援ケアマネージャーを活用し、環境調整を進めていく。
	(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修	408人	418人		障害福祉課 (企画)	令和7年度より、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会および定員の拡大を図るとともに、強度行動障害に対する理解の促進と支援の質の向上につながった。	各福祉圏域における講師の確保に向け、発達障害者支援ケアマネージャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘を進めるとともに、圏域内の関係機関の連携強化を図る。
		基礎研修修了者数：180人/年	236人	245人				
	実践研修修了者数：120人/年	172人	173人					

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1. 発達障害者支援センターによる コンサルテーション：900件 2. 発達障害者ケアマネジメント支援 事業所による福祉圏域関係機関 へのコンサルテーション：2,000件	376件	252件		障害福祉課 (社会)	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、相談支援担当者のスキル向上が図られている。	引き続き、一次、二次、三次支援機関それぞれの果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
	(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数：45人	43人	47人		障害福祉課 (社会)	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。今年度は4名の受講があった。	引き続き県発達障害者支援センターとペアレントメンターの情報を共有し、市町を超えて活用できる体制を検討していく。
(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属：20%	10.3%	19%		障害福祉課 (精神)	高次脳機能障害支援養成基礎研修（修了者53名）と実践研修（修了者47名）を実施し、高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう関係者の資質向上と圏域における支援体制の充実を図ることができた。	引き続き、高次脳機能障害支援センターを中心に研修企画や、圏域ネットワーク事業の効果的な推進に努めていく。
(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	—	—		障害福祉課 (事業所)	障害福祉サービスの実施を検討する介護保険サービス事業所に対して、共生型サービスの制度概要を紹介し、サービス導入を促した。	共生型サービスの事業所数を増加させるため、引き続き、周知・啓発を図る。
(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	—	—		障害福祉課 (社会)	ひきこもり支援専門家チームを設置し、事例検討会や同行支援を通して、専門的助言を行うことにより、ひきこもり支援体制の構築や支援者の資質向上を図ることができた。	引き続き、滋賀県ひきこもり支援施策推進会議を実施し、支援体制の整備やネットワークの充実等、総合的な支援の在り方について検討し、さらなる連携強化及び支援者の資質向上を目指す。
	(エ)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みの活用を促進する	—	—		障害福祉課 (社会)	県内すべての市町において、県と市町・教育と福祉の四者で協定を締結できている。また、依存症支援ネットワークを各圏域で進めていくこととなり、東近江圏域、彦根圏域で実施することができ、関係機関との連携が推進された。	協定の活用の実態を把握し、好事例を共有するなど、引き続き活用の促進と中身の充実を図っていく。また、県内私学との連携についても模索する。
(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される	各保健所を相談拠点として設置	各保健所を相談拠点として設置		障害福祉課 (精神)	県内保健所は平成30年度にアルコール健康障害の相談拠点となった。また、依存症支援ネットワークを各圏域で進めていくこととなり、東近江圏域、彦根圏域で実施することができ、関係機関との連携が推進された。	引き続き精神保健福祉センターおよび各保健所において依存症相談を受けることができ、適切な対応ができるよう進めていく。また、依存症支援ネットワークが全圏域で実施することができるよう進めていく。
	■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）		—	—				

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	県内19市町において個別避難計画を作成	18市町において一部作成済み	19市町において一部作成済み		防災危機管理局、健康福祉政策課	<p>【防災危機管理局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における個別避難計画作成を推進するために構築した『滋賀モデル』の横展開を行うため、取組に重要な防災部局と保健・福祉部局の連携促進につながる人材育成や市町向け研修会を実施することができた。 ・未策定市町への伴走支援を行い、県内全19市町において計画を作成することができた。 <p>【健康福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の福祉避難所の整備状況や課題の確認を行うとともに、広域福祉避難所の開設・移送の伝達訓練を実施した。 	<p>【防災危機管理局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町において一部策定済となったが、引き続き計画策定の伴走支援を継続する。また、計画に基づく訓練の実施により、実効性が確保できるように努める。 <p>【健康福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所は個別避難計画の避難先となりうることから、指定・確保に係る情報提供を行うなど伴走支援を行う。 ・要配慮者の円滑な避難支援に向けて、災害時に広域福祉避難所としての機能を発揮できるよう、引き続き訓練等を実施し、実効性のある避難が確保できるように取り組む。
(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(ア)相談支援専門員の養成及び育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：339人	159人	161人		障害福祉課(企画)	<p>基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。</p> <p>また、初任者研修については、前年度より定員を拡大し(98名)申込者全員が受講できる体制を確保したとともに、現任研修、主任相談支援専門員研修についても、希望者全員が受講できるよう受入れを行い、相談員支援専門員の資質向上の機会を確保した。</p>	引き続き、相談支援専門員の確保・育成を通じて、障害児者およびその家族等が身近な地域で適切な相談支援を受けられる体制の一層の充実を図る。
	(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成(再掲)	強度行動障害支援者養成研修	408人	418人		障害福祉課(企画)	令和7年度より、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会および定員の拡大を図るとともに、強度行動障害に対する理解の促進と支援の質の向上につながった。	各福祉圏域における講師の確保に向け、発達障害者支援ケアマネジャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘を進めるとともに、圏域内の関係機関の連携強化を図る。
		基礎研修修了者数：180人/年	236人	245人				
		実践研修修了者数：120人/年	172人	173人				
(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	—	—		障害福祉課(事業所)	令和6年度に引き続き、新たに事業所の処遇改善加算の算定に必要な書類の作成支援を実施した。	引き続き職員確保や資質向上のための取組を進めると共に、資質向上が職員のやりがいを創出させ、職場定着につなげる。
	(ウ)職場定着支援および人材育成	職場定着の促進	—	—		障害福祉課(事業所)	また、障害福祉の魅力発信や離職防止等の取組や、介護ロボットの導入支援による職場環境改善等を通じて、人材確保・定着に取り組んだ。	

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
3. とともに育ち・学ぶ								
(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	—	児童発達支援事業所 4圏域 9事業所 放課後等デイサービス 5圏域 21事業所		障害福祉課 (事業所)	令和7年度時点では、重心向け児童発達支援事業所を4圏域 9事業所、重心向け放課後等デイサービス事業所を5圏域 21事業所確保できた。	湖北・高島圏域では重症心身障害児の対応ができる事業所が確保できていないことから、引き続き設置に向けた働きかけを行う。
	(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保	医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	1センター設置、3名配置	1センター設置、3名配置		障害福祉課 (企画)	医療的ケア児支援センターにおいて、重症心身障害児者や医療的ケア児等およびその家族からの相談支援（令和6年度からの継続分含め82ケース）を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーター研修（修了者28名）の実施や、医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携強化を目的としたネットワーク会議の開催等を通じて、重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実につながった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。 また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	—	—		特別支援教育課	令和6年度から、個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇を目標に掲げ、小・中学校については、各市町が開催する研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣や「個別最適な学び」の実現に向けたワークショップの開催を、高等学校については、巡回指導員の派遣や地域の高等養護学校との連携による校内支援体制の強化を進めた。 こうした取組を通じて、特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の専門性向上を図るとともに、個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を推進した。	
(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇	個別の指導計画 「作成率」 小100% 中100% 高95.9% 「活用率」 小97.8% 中97.9% 高48.8%	個別の指導計画 「作成率」 小99.9% 中99.7% 高92.3% 「活用率」 小97.4% 中97.5% 高78.9%		特別支援教育課	令和7年度においては、個別の指導計画活用率（高等学校）と個別の教育支援計画作成率（小学校）以外は割合が低下した。 高等学校については、令和5～7年度の3年間で全県立高等学校に巡回指導を行い両計画書の管理・作成体制を整えた結果、これまで作成に対しての認識が様々であった状況が教職員間で統一されてきたため、作成率について昨年度より低い割合になったと考える。ただし、個別の指導計画活用率は大幅に上昇しており、事業効果により早期に計画書を作成して支援を開始する校内支援体制が整ってきたことが伺える。	個別の指導計画の活用率は100%を目指すものであり、小・中・高等学校ともに未達成である。個別の教育支援計画の活用率は、保護者等および関係機関との連携率を表しており、関係機関等との連携を必要としない児童生徒もいることから100%を目指すものではないが、小・中・高等学校ともに減少に転じた。 引き続き、市町教委との連携、研修などを通じて、両計画の活用や内容の充実等を推進し、活用率の上昇を図っていく。高等学校については、「見立てる力向上プロジェクト」で教員のアセスメント力向上を図りながら両計画書の活用促進を図っていく。その上で、連携が必要な児童生徒に対して、実際に連携が図られているのかを確認していく必要がある。

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	—	—		特別支援教育課	<p>小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修において、福祉関係機関等からも参加いただく研修を設定し、福祉分野との連携強化を図っている。</p> <p>児童生徒の支援については、必要となる各個別のケースに応じて障害児通所事業所等と学校が連携し、課題解決や適切な支援について懇談することで情報共有等が実施されている。</p>	<p>小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修における福祉分野との連携強化を図り、主に学齢期の児童生徒に対する適切な指導や支援について協力体制を構築していく。</p> <p>学校と障害児通所事業所等との連携により関係が構築されてきている。各地域の自立支援協議会やサービス調整会議等の機会を通じて地域において継続的に連携を深める必要がある。</p>
4. とともに働く								
(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実		開拓事業所就職者数：29人 (R7.9未時点)		労働雇用政策課	<p>障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓した。また、県内企業の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進・定着推進セミナーを実施した。</p>	<p>令和7年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.67%、法定雇用率達成企業割合が54.3%といずれも全国平均を上回っているが、約5割の企業で法定雇用率が達成できていない。加えて、令和8年7月から法定雇用率が2.7%に引き上げられ、対象事業主の範囲も37.5人以上となるため、企業に対する職場開拓を一層推進していく。</p>
(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(ア)就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上	就労支援人材の専門性向上	—	—		障害福祉課(社会)、労働雇用政策課	<p>就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶ機会を提供することにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。</p>	<p>就労移行支援事業所等の職員に向けた研修を引き続き実施する。また、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、各圏域の関係機関の連携や令和7年10月から開始された就労選択支援事業等を有効に活用できるように各圏域での検討を促していく。</p>
	(エ)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%	41.8%	50.6%		障害福祉課(社会)、労働雇用政策課	<p>関係機関の適切な役割分担や就労定着支援を含む就労支援の本来の流れの説明を行うほか、就労選択支援(令和7年10月開始)の目的等の説明を行い、各圏域に合わせた関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。</p>	<p>令和6年度実績と比較して割合は増加しているが、目標値には至っていない。就労選択支援が開始されたことにより、これまで以上に各圏域での連携が重要となることから、引き続き、各圏域での検討を促していく。また、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場等を活用し就労定着の促進に向けた現状や課題の共有を実施していく。</p>
(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援	平均月賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30%	—	—		障害福祉課(社会)、労働雇用政策課	<p>障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。</p>	—
	(イ)障害福祉就労施設等への発注促進		31.0%	集計中				

(1) 重点的取組一覧

項目	重点的取組	令和8年度目標・指標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	—	—		障害福祉課(社会)、労働雇用政策課	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。 R3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」と題してとりまとめた報告書や、令和7年10月から開始された就労選択支援事業の目的等の説明を行い、各圏域にあった関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。	就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)が令和7年10月に開始された。令和9年4月には就労選択支援の対象が拡大することから、引き続き、各圏域の関係機関が本サービスの目的を適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実に向けた各圏域での検討を促している。
5. ともに活動する								
(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた環境整備等	県障害者スポーツ大会等の参加者数：1,600人以上/年(令和9年度目標)	2,053人	2,155人		スポーツ課	「わたSHIGA輝く障スポ」への全16競技出場という目標を達成した。	「わたSHIGA輝く障スポ」後、増加した競技人口を維持・拡大するため、スポーツを「する」環境の充実に引き続き取り組むとともに、大会終了後も多くのパラアスリートが活躍できる支援をする。
(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)創造活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数：300人/年	306人	335人		障害福祉課(社会)、文化芸術振興課	応募のあった335点のうち105点を展示し、前年より647人多い3,111人の入場があった。障害のある人の創造活動への参加促進を図るとともに、その表現活動を広く県民に発信することができた。	障害のある人の創作活動のすそ野を広げ、より多くの作品発表の機会を提供するため、令和8年度は巡回展を2か所で開催することとする。
(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「滋賀県読書バリアフリー計画」に基づく周知・啓発事業の展開	策定済	—		生涯学習課	計画に基づき、令和7年度は次の取組を実施した。 ・学校関係者を対象とする研修会の実施(参加者74名) ・チラシの配布、読書バリアフリーミニ講座 また、計画改定に向けて、県内公共図書館等の視察を実施した。	計画期間の満了に伴い、令和8年度に第二期計画の策定を進める。
(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	43人	47人		障害福祉課(社会)	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行い4名の増員があった。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することが広がりつつある。	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。また、メンターの高齢化に伴い、メンター卒業を希望される方もいることから、周知・依頼と研修を通してメンターの養成および増員を図る。

(2) 第4次障害者計画に係る重点的取組および活動目標等一覧

指 標	目 標	令和6年度 実績	令和7年度 実績	令和8年度 実績	担当課	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
共生社会づくり								
差別解消に関する講座の実施	<R8年度目標> 50回/年	57回	57回		障害福祉課 (企画)	重点的取組	企業・学校・団体等に対し、障害当事者や職員を講師として派遣する講座や、知的・発達障害の疑似体験を通じた研修事業等を実施することにより、共生社会づくり条例の周知および障害への理解促進を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き出前講座や共生社会サポーターステッカーなどを活用しながら県民に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。また、令和8年度には、小学4年生程度の児童でも理解が可能な啓発資材の作成を予定しており、さらなる啓発に努める。 アドボケーターの資質向上のため、引き続き研修会を実施するとともに、定期的な事例検討会議の実施により、相談体制の充実を図る。
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	8市町で整備済み	9市町で整備済み		障害福祉課 (企画)	-	内閣府が主催する地域協議会の設置に向けた研修会に参加するとともに、市町に研修会の参加を促した。また、地域協議会の設置を検討している県内1市の自立支援協議会において、県の取組内容や相談事例の説明等を行い、地域協議会の設置につなげることができた。	
地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	<R8年度目標> 毎年度1回	年1回	年1回		障害福祉課 (企画)	-	地域アドボケーター研修におけるグループワークに県の相談員が参加し、アドボケーターとの情報交換を行った。	
意思決定支援に関する研修修了者数	<R8年度目標> 150人 (R6～R8年度累積)	25人	47人		障害福祉課 (企画)	重点的取組	相談支援専門員に対し、障害のある人の意思決定支援に必要な姿勢や知識、技術の習得を目的とした研修を実施することにより、意思決定支援の理解促進と実践力の向上を図った。	引き続き、相談支援専門員に対する意思決定支援の理解促進を図るとともに、障害のある当事者の意思が尊重される支援の充実に努める。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	<R8年度目標> 12,400回/年	9,114回	8,239回		障害福祉課 (社会)	-	外出時における通訳・介助者の派遣を行うことにより、盲ろう者の社会参加を促進した。	男性の登録通訳・介助者の確保。また、盲ろう者・通訳介助者ともに高齢化が進んでおり支援の工夫が求められる。
視覚障害者IT相談支援件数	<R8年度目標> 440件/年	554件	596件		障害福祉課 (社会)	-	訪問支援等により、積極的なICT支援に関する普及啓発に努めた。	多種多様なIT機器への対応のほか、引き続きICT支援に対する認知拡大に努める。
ITサロン利用者数	<R8年度目標> 2,210人/年	1,532人	1,268人		障害福祉課 (社会)	-	ICT ボランティア意見交換会を実施する等、ICT 支援ボランティアの現状の把握と連携の強化を行った。	ITサロンの利用について周知を図るとともに、ITサロンの役割の再検討等によりIT機器の利用をより促進するよう努める。

(2) 第4次障害者計画に係る重点的取組および活動目標等一覧

指 標	目 標	令和6年度 実績	令和7年度 実績	令和8年度 実績	担当課	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）	<R8年度目標> 100%	95.1%	93.0%		交通まちづくり政策課	重点的取組	令和7年度の補助実績はなかったが、継続的に案件の照会、状況確認を行っている。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。
ともに暮らす								
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	<R8年度目標> 100%	71.0%	集計中		障害福祉課（事業所）	-	-	-
強度行動障害支援者養成研修修了者数	<R8年度目標> 基礎：180人/年 実践：120人/年	236人 172人	245人 173人		障害福祉課（企画）	重点的取組	令和7年度より、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を各福祉圏域の社会福祉法人において実施することにより、受講機会および定員の拡大を図るとともに、強度行動障害に対する理解の促進と支援の質の向上につながった。	各福祉圏域における講師の確保に向け、発達障害者支援ケアマネジャー養成研修修了者の活用など新たな人材の発掘を進めるとともに、圏域内の関係機関の連携強化を図る。
	圏域の連絡調整会議の構成所属のうち高次脳機能障害専門相談支援員研修を受講した所属	<R8年度目標> 20.0%	10.3%	19%				
難病医療費助成制度申請時におけるおたずね票調査による相談希望者に対する支援実施の割合	<R8年度目標> 100.0%	69%	集計中		健康しが推進課（難病）	新規項目 保健医療計画	難病患者地域支援対策推進事業として、各保健所を中心に相談希望者に対して訪問、面接、電話などにて支援を実施している。令和6年度では、相談希望者に電話しても不通などにより69%の実施となった。	相談希望者に対し、様々な方法で継続的に介入し、目標達成に向け、取り組んでいく必要がある。
医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院および医療型短期入所可能事業所	<R8年度目標> 各二次保健医療圏域に1か所以上整備	6/7圏域	6/7圏域		健康しが推進課（難病） 障害福祉課（企画）	保健医療計画	医療的ケア児者対応事業所開設促進事業および医療型短期入所受入れ促進モデル事業の実施により、令和7年度新たに湖南圏域および東近江圏域において医療型短期入所事業所をそれぞれ1か所整備できたことで、医療的ケア児者に対するレスパイトサービスの充実を図ることができた。	レスパイト入院の受入れ体制の整備が進んでいない圏域において、当該圏域の医療機関に対し、レスパイト入院の受入れに向けた働きかけを行う。あわせて、びわこ学園と連携し、病院、診療所、介護老人保健施設等に対する事業提案や開設講習の実施等を通じて、医療的ケア児者の受入れが可能な事業所の整備を進めることにより、医療的ケア児者に対するレスパイトサービスの充実を図る。
医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所	<R8年度目標>				健康しが推進課（難病）	保健医療計画	小児在宅医療体制整備事業（びわこ学園委託）において、医療的ケアに関わる人材育成、連携体制の構築を推進を行っている。	引き続き小児在宅医療体制整備事業を推進し、小児在宅医療のシステム作りや小児在宅医療を担う人材育成に取り組んでいく。
小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション	各二次保健医療圏域に現在数以上整備	調査なし 99施設	調査なし 113施設					

(2) 第4次障害者計画に係る重点的取組および活動目標等一覧

指標	目標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに学び・育つ								
個別の指導計画、個別の教育支援計画	<R8年度目標> 「活用率」の上昇	個別の指導計画 「作成率」 小100% 中100% 高95.9% 「活用率」 小97.8% 中97.9% 高48.8% 個別の教育支援計画 「作成率」 小99.8% 中100% 高97.4% 「活用率」 小73.2% 中54.8% 高25.8%	個別の指導計画 「作成率」 小99.9% 中99.7% 高92.3% 「活用率」 小97.4% 中97.5% 高78.9% 個別の教育支援計画 「作成率」 小99.9% 中99.8% 高95.7% 「活用率」 小56.8% 中38.8% 高19.0%		特別支援教育課	新規項目 第4期滋賀県教育振興基本計画	<p>・令和6年度から、個別の指導計画、個別の教育支援計画に係る「活用率」の上昇を目標に掲げ、小・中学校については、各市町が開催する研修会への発達障害支援アドバイザーの派遣や「個別最適な学び」の実現に向けたワークショップの開催を、高等学校については、巡回指導員の派遣や地域の高等養護学校との連携による校内支援体制の強化を進めた。</p> <p>こうした取組を通じて、特別支援教育コーディネーターをはじめとする教員の専門性向上を図るとともに、個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実を推進した。</p> <p>・令和7年度においては、個別の指導計画活用率（高等学校）と個別の教育支援計画作成率（小学校）以外は割合が低下した。</p> <p>高等学校については、令和5～7年度の3年間で全県立高等学校に巡回指導を行い両計画書の管理・作成体制を整えた結果、これまで作成に対する認識が様々であった状況が教職員間で統一されてきたため、作成率について昨年度より低い割合になったと考える。ただし、個別の指導計画活用率は大幅に上昇しており、事業効果により早期に計画書を作成して支援を開始する校内支援体制が整ってきたことが伺える。</p>	<p>・個別の指導計画の活用率は100%を目指すものであり、小・中・高等学校ともに未達成である。個別の教育支援計画の活用率は、保護者等および関係機関との連携率を表しており、関係機関等との連携を必要としない児童生徒もいることから100%を目指すものではないが、小・中・高等学校ともに減少に転じた。</p> <p>・引き続き、市町教委との連携、研修などを通じて、両計画の活用や内容の充実等を推進し、活用率の上昇を図っていく。高等学校については、「見立てる力向上プロジェクト」で教員のアセスメント力向上を図りながら両計画書の活用促進を図っていく。その上で、連携が必要な児童生徒に対して、実際に連携が図られているのかを確認していく必要がある。</p>
ともに働く								
農業と福祉との連携による新たな取組件数	<R7年度目標> 100件/年	98件	102件		みらいの農業振興課	滋賀県基本構想実施計画	<p>農福連携に関する様々な取組が展開されたことで、4件の増となり目標としていた100件を超えることができた。農福連携への理解が拡大しているものと捉えている。</p>	<p>農業経営体への農福連携への理解や活用については、十分ではないと考えられることから、障害を持つ人の特性や農業・農作業に対する農業分野・福祉分野の相互理解の促進を図る活動を進めていく。</p>
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	<R8年度目標> 10,000人/年	9553人	10,428人		障害福祉課(社会)	-	<p>就労ネットワーク事業において、入職前に、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施することにより円滑な就労を図った。また入職後の障害者を対象とした研修を行い、職場での悩み等を話し合い、横の繋がりを築く交流会を実施することにより、職場への定着の支援を行った。</p>	<p>引き続き、入職前の研修によりビジネスマナー等を学ぶ機会を設け、また入職後の研修により、繋がりづくりを支援することにより、職場への定着の支援を行っていく。</p>

(2) 第4次障害者計画に係る重点的取組および活動目標等一覧

指 標	目 標	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	担当課	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	<R8年度目標> 4,300人/年	3796人	3943人		障害福祉課 (社会)	-	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、各圏域において関係機関の適切な役割等の整理を行うなどの検討を促していく必要がある。今後も人件費の高騰が予想され、予算増額が必要となる可能性がある。
法定雇用率達成企業割合	<R8年度目標> 70%	54.1%	54.3%		労働雇用政策課	-	法定雇用率達成企業割合は54.3%であり、全国平均の46.0%を上回ることができている。	令和7年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.67%、法定雇用率達成企業割合が54.3%といずれも全国平均を上回っているが、約5割の企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	<R8年度目標> 30%	31.0%	集計中		障害福祉課 (社会)	重点的取組	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	-
ともに活動する								
障害者スポーツ県大会の参加人数	<R9年度目標> 1,600人以上/年	2,053人	2,155人		スポーツ課	第3期滋賀県スポーツ推進計画	「わたSHIGA輝く障スポ」への全16競技出場という目標を達成した。	「わたSHIGA輝く障スポ」後、増加した競技人口を維持・拡大するため、スポーツを「する」環境の充実に引き続き取り組むとともに、大会終了後も多くのパラアスリートが活躍できる支援をする。
障害者アート公募展への応募者数	<R8年度目標> 300人/年	306人	335人		障害福祉課 (社会)	-	応募のあった335点のうち105点を展示し、前年より647人多い3,111人の入場があった。障害のある人の創造活動への参加促進を図るとともに、その表現活動を広く県民に発信することができた。	障害のある人の創作活動のすそ野を広げ、より多くの作品発表の機会を提供するため、令和8年度は巡回展を2か所で開催することとする。

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標一覧

項目		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題と対応
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数（※市町実績照会）	22人	10人		60人 (R6年度～R8年度の累積)	※市町における目標人数の総数	障害福祉課 (企画)	福祉施設入所者のうち、地域生活への移行者数については、前年度より減少したものの、令和5年度の実績と同数を維持し、令和6年度から令和8年度までの3年間の累積目標達成に向けて、着実に実績を積み上げることができた。	地域生活の移行および県内での生活を実現する者の人数について、モデル事業の活用も含めて引き続き取り組んでいく。
	②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	969人	969人		999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受け入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持	障害福祉課 (事業所)		
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	4人	0人		20人 (R6年度～R8年度の累積) 一人でも多くの人の県内での生活の実現	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R6年度末の県外入所者の実人数：151人	障害福祉課 (企画)		
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	329.8日 (R2年度実績)	319.2日 (R4年度実績)		増加	国の目標値を達成しているため増加を目標	障害福祉課 (精神)	各保健医療圏にアドバイザーを設置し体制整備を行うとともに、精神障害に係る協議の場の開催や人材育成研修、精神障害者ピアサポート事業を展開することで、地域住民等に対して精神障害についての正しい理解促進の取組が実施できた。	取組を継続して実施する。
	②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	761人	682人		619人	—			
	③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	309人	268人		273人	—			
	④精神科入院後3か月時点の退院率	72% (R2年度実績)	70% (R4年度実績)		増加	国の目標値を達成しているため増加を目標			
	⑤精神科入院後6か月時点の退院率	86% (R2年度実績)	83% (R4年度実績)		増加	同上			
	⑥精神科入院後1年時点の退院率	93% (R2年度実績)	89% (R4年度実績)		増加	同上			
3 地域生活支援の充実	①地域生活支援拠点等が有する機能の充実	9 (圏域4、市町5)	9 (圏域4、市町5)		拠点に求められる5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の確保・充実 各市町または各圏域において、支援体制を整備	—	障害福祉課 (企画)	各地域での拠点整備について、拠点整備率の全国平均を上回る形で維持している。	湖北・高島圏域では重症心身障害児の対応ができる事業所が確保できていないことから、引き続き設置に向けた働きかけを行う。
	②強度行動障害を有する者に関する各市町または圏域における支援体制の整備	整備済	整備済			R5新規項目			

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標一覧

項目		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題と対応
4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者	183人	189人		全体：206人	-	障害福祉課（社会）	障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者は令和7年度189人であり、令和6年度と比較して増加したものの、目標には至っていない。就労定着支援事業の利用者数および就労定着支援事業所ごとの就労定着率は令和6年度から増加および上昇しており、目標値を上回っている。	今後も障害者の一般就労や職場定着を一層促進するために障害者本人や事業主への支援が必要であることから、就労支援を行う職員に対する就労アセスメント手法に関する研修および企業等へ就職する障害者本人に対する入職前研修、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による就労定着の促進に向けた協議の場の開催等を引き続き実施していく。
		100人	90人		就労移行支援：128人				
		36人	26人		就労継続支援A型：22人				
		40人	69人		就労継続支援B型：51人				
	②就労定着支援事業の利用者数	175人	201人		160人	-			
	③就労定着支援事業所ごとの就労定着率	31.8%	34.8%		就労定着支援事業所ごとの就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上	-			
④一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	42.5%	51.5%		就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上	R5新規項目				
⑤地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築推進のための協議会の活用	-	-		障害者就労ネットワーク事業における協議の場および自立支援協議会（相談支援事業ネットワーク部会就労分野）を2回開催	R5新規項目	障害者就労ネットワーク事業において、協議の場として2回開催した。	障害福祉サービス事業所だけでなく、障害者を雇用する企業にも広く参画を呼び掛けていく必要がある。		

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標一覧

項目	令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題と対応
5 障害児支援の提供体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	7圏域において16か所の整備済	7圏域において16か所の整備済		児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	障害福祉課(事業所)	各市町が運営する、児童発達支援センターへの運営支援等を実施した。	総合病院療育センターによる巡回支援や、人員の加配に対する補助事業などの支援を継続して行っていく。
	②障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	7圏域内において36か所の整備済	7圏域において40か所の整備済		全市町で障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築	障害福祉課(事業所)	全ての圏域で事業所が運営されている。	プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	—		児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める	R5新規項目 障害福祉課/子育て支援課/特別支援教育課	滋賀県新生児聴覚検査調整会議において、新生児聴覚検査の実施状況等に関して情報共有を行った。	各関係機関の役割を共有し、適切な連携の在り方を模索する協議を重ねる必要がある。
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において20か所の整備済	児童発達支援事業所 4圏域 9事業所 放課後等デイサービス 5圏域 21事業所		各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	障害福祉課(事業所)	令和7年度時点では、重心向け児童発達支援事業所を4圏域 9事業所、重心向け放課後等デイサービス事業所を5圏域 21事業所確保できた。	湖北・高島圏域では重症心身障害児の対応ができる事業所が確保できていないことから、引き続き設置に向けた働きかけを行う。
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置	協議の場：7圏域で設置 コーディネーターの配置：4圏域で配置	協議の場：7圏域で設置 コーディネーターの配置：4圏域で配置		各市町または各福祉圏域に協議の場を少なくとも一つ設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を配置	障害福祉課(企画)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については7圏域を維持。 コーディネーターについては2市で新たに配置となった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。 また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	⑥医療的ケア児支援センターの設置	設置済み(1カ所)	設置済み(1カ所)		医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の総合調整するコーディネーターを配置	R5新規項目 障害福祉課(企画)	医療的ケア児支援センターにおいて、重症心身障害児者や医療的ケア児者およびその家族からの相談支援(令和6年度からの継続分含め82ケース)を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーター研修(修了者28名)の実施や、医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携強化を目的としたネットワーク会議の開催等を通じて、重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実につながった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。 また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	⑦障害児入所施設の入所児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行するための移行調整に係る協議の場の設置	—	—		協議の場の設置についての検討を進める	R5新規項目 障害福祉課(事業所)	—	関係機関と協議の場の設置について検討を進めていく必要がある。
	⑧医療的ケア児等のレスパイトサービスの充実	4圏域で整備済(9カ所)	5圏域で整備済(11カ所)		医療型短期入所事業所を各圏域に1カ所以上整備	R5新規項目 県独自指標 関連：保健医療計画 障害福祉課(企画)	医療的ケア児者対応事業所開設促進事業および医療型短期入所受入促進モデル事業の実施により、令和7年度新たに湖南圏域および東近江圏域において医療型短期入所事業所をそれぞれ1カ所整備できたことで、医療的ケア児等に対するレスパイトサービスの充実を図ることができた。	引き続き、びわこ学園と連携し、病院、診療所、介護老人保健施設等に対する事業提案や開設講習の実施等を通じて、医療的ケア児者の受け入れが可能な事業所の整備を進めることにより、医療的ケア児者に対するレスパイトサービスの充実を図る。

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標一覧

項目		令和6年度実績	令和7年度実績	令和8年度実績	令和8年度目標	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題と対応
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および基幹相談支援センターの設置（※市町実績照会）	6圏域 15市町にて設置済	6圏域 15市町にて設置済		各市町または各圏域において基幹相談支援センターの設置	—	障害福祉課（企画）	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。	基幹相談支援センターが未設置の圏域に対し、自立支援協議会等を活用しながら設置に向けて進めていく。
	②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	123回設置 全市町の合計	122回設置 全市町の合計		各市町または各圏域において自立支援協議会における専門部会の設置	R5新規項目	障害福祉課（企画）	専門部会設置数の見込みである72回を大幅に上回ることができた。	全体としては見込み回数を上回っているが、市町によっては設置回数が少ない市町があるため、全市町において一定の回数実施される必要がある。
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築	下記の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築 ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ②計画的な人材養成の推進 ③障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ④指導監査結果の関係市町との共有	—	—		サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築	—	障害福祉課（事業所）（企画）	（※障害福祉計画に係る活動指標 11 障害福祉サービスの質を向上させるための取組参照）	（※障害福祉計画に係る活動指標 11 障害福祉サービスの質を向上させるための取組参照）

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
1 福祉施設から一般就労への移行等								
②障害者に対する職業訓練の受講者数	見込	20人	22人	23人	R4年度実績：17人	障害福祉課 (社会)	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶ機会を提供することにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。 また、令和7年10月から開始された就労選択支援事業に関する意見交換の場を設け、各圏域の現状や課題を共有し、更なる検討の促進を図った。	令和8年度も就労移行支援事業所等の職員への研修や就労選択支援事業に関する意見交換の場等を開催し、職員の育成や地域の連携、検討促進等を図っていく。
	実績	12人	15人					
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	見込	423人	447人	471人	R4年度実績：375人	障害福祉課 (社会)		
	実績	265人	306人					
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	見込	76人	76人	76人	R4年度実績：76人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者など等を想定	障害福祉課 (社会)		
	実績	41人	38人					
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	見込	106人	106人	106人	R4年度実績：106人	障害福祉課 (社会)		
	実績	110人	123人					
7 相談支援（障害児支援の提供体制の整備）								
①医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込	28人	29人	35人	※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (企画)	コーディネーターの配置人数について、見込みを下回る人数となった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。 また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	実績	23人	26人					
②医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	見込	3人	3人	3人	R5新規項目	障害福祉課 (企画)	医療的ケア児支援センターにおいて、重症心身障害児者や医療的ケア児等およびその家族からの相談支援（令和6年度からの継続分含め82ケース）を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーター研修（修了者28名）の実施や、医療・福祉・教育・労働等関係機関との連携強化を目的としたネットワーク会議の開催等を通じて、重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実につながった。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況や市町における同研修修了者の活用状況を把握する。 また、令和8年度も市町担当者に医療的ケアに関する現地視察の機会を提供し、地域でのコーディネーター配置の重要性について改めて働きかけることとする。
	実績	3人	3人					

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
8 発達障害者に対する支援								
①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	見込	2回	2回	2回	R4年度実績：2回	障害福祉課 (社会)	大会の開催回数については目標を達成でき、教育と福祉、医療、就労のそれぞれの立場から意見交流を行った。	引き続き、地域の発達障害支援体制の課題把握および対応についての検討を行うために、年間2回の協議会を行う。
	実績	2回	2回					
②発達障害者支援センターによる相談支援件数					R4年度実績：849人	障害福祉課 (社会)	一般的な相談は各市町相談窓口（一次支援機関）で対応し、より高度な相談や困難事例についてケアマネ支援事業所（二次支援機関）、さらに県発達障害者支援センター（三次支援機関）で対応するための周知に取り組んできた。	一次、二次、三次支援機関の重層的な支援体制を構築していくとともに、県発達障害者支援センター（三次支援機関）の果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
	(ア) 人数	見込 900人 実績 659人	800人 集計中	800人				
(イ) 件数	見込	6,000件	5,500件	5,500件	R4年度実績：5,801件	障害福祉課 (社会)		
	実績	4,766件	3,265件					
③発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の関係機関への助言件数					R4年度実績：786件	障害福祉課 (社会)	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、組織力と相談支援担当者のスキル向上が図られている。	発達障害者支援ケアマネージャーを福祉圏域に偏りなく、継続的に養成していく。
	(ア) 発達障害者支援センター	見込 800件 実績 376件	850件 252件	900件				
(イ) 発達障害者ケアマネジメント支援事業所	見込	2,000件	2,000件	2,000件	R4年度実績：1,283件	障害福祉課 (社会)		
	実績	873件	集計中					
④発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の外部機関や地域住民への研修、啓発件数					R4年度実績：86回	障害福祉課 (社会)	発達障害の基本的な理解が広がるよう、市民向けの啓発研修などを実施することができた。	身近な人が本人の特性や発達障害について理解し、関わり方や環境調整をすることで、発達障害者の困りごとは小さくなることから、引き続き理解や啓発を促す研修を実施していく。
	(ア) 発達障害者支援センター	見込 140回 実績 90回	140回 集計中	140回				
(イ) 発達障害者ケアマネジメント支援事業所	見込	50回	50回	50回	R4年度実績：47回	障害福祉課 (社会)		
	実績	75回	集計中					
⑤ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	見込	35人	20人	20人	R4年度実績：35人	障害福祉課 (社会)	今年度もペアレントメンターだけでなく家族支援担当者等も受講対象者とし、広く参加を呼びかけた。福祉、教育等の分野から出席があった。	広く受講を呼びかけ、目標人数以上の受講者が募れるよう努めていく。
	実績	47人	21人					
⑥ペアレントメンターの人数	見込	35人	40人	45人	R4年度実績：25人	障害福祉課 (社会)	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することができた。	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。また、メンターが活動しやすい環境について発達障害者支援センターと検討する。
	実績	43人	47人					
⑦ピアサポートの活動への参加人数	見込	35人	40人	45人	R4年度実績：25人	障害福祉課 (社会)		
	実績	43人	47人					

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合	見込	50%	55%	60%	県独自項目 R4年度実績：50.7%	障害福祉課 (社会)	必要に応じて、市町や関係機関と連携しながら相談支援を行うことができた。	県発達障害者支援センター、発達障害者ケアマネジメント支援事業所、市町がそれぞれの役割を把握し、連携して支援に当たれるよう努める。
	実績	40.7% (関係機関と協働)	46.5% (関係機関と協働)					
9 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築								
①保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	見込	39回	40回	40回	※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (精神) (企画)		
	実績	48回	65回					
②保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	見込	472人	472人	472人	※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (精神) (企画)	3項目すべて、見込みを上回ることが出来た。	引き続き、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着に努める。
	実績	462人	503人					
③保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	見込	15回	15回	15回	R5新規項目 ※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (精神) (企画)		
	実績	10回	20回					
④精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数					※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (精神) (企画)	(工) 自立生活援助以外は、見込を上回ることができた。	引き続き、精神障害に対応した地域移行支援の充実に取り組む。
(ア)地域移行支援	見込	15人	17人	20人				
	実績	8人	25人					
(イ)地域定着支援	見込	16人	16人	19人				
	実績	22人	42人					
(ウ)共同生活援助	見込	247人	296人	333人				
	実績	3069人	3325人					
(エ)自立生活援助	見込	21人	24人	31人				
	実績	11人	8人					
(オ)自立訓練(生活訓練)	見込	47人	51人	56人				
	実績	187人	220人					

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
10 相談支援体制の充実・強化のための取組								
①基幹相談支援センターの設置	見込	14市町	14市町	16市町	R5新規項目 ※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (企画)	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。	基幹相談支援センターが未設置の圏域の設置に向けて進めていく。
	実績	14市町	14市町					
②自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	見込	事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	事例検討回数：72 専門部会設置数：72 部会実施回数：299	※市町計画の積み上げ	障害福祉課 (企画)	事例検討回数、専門部会設置数、部会実施数の全てにおいて見込みを上回ることができた。	全体としては見込みを上回っているが、事例検討回数や、部会設置数が少ない市町もあるため、全市町が一定の回数を行う必要がある。
	実績	事例検討回数：92 専門部会設置数：123 部会実施回数：673	事例検討回数：233 専門部会設置数：122 部会実施回数：613					
③計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	見込	240人	254人	339人	県独自項目 ※市町見込みの積み上げ	障害福祉課 (企画)	基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。また、初任者研修については、前年度より定員を拡大し(98名)申込者全員が受講できる体制を確保したとともに、現任研修、主任相談支援専門員研修についても、希望者全員が受講できるよう受入れを行い、相談員支援専門員の資質向上の機会を確保した。	引き続き、相談支援専門員の確保・育成を通じて、障害児者およびその家族等が身近な地域で適切な相談支援を受けられる体制の一層の充実を図る。
	実績	159人	161人					

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
11 障害福祉サービスの質を向上させるための取組								
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	見込	66人	66人	76人	R5新規項目 ※相談支援従事者初任者研修（講義部分）への各市町職員1人以上の参加（市町計画の積み上げ）	障害福祉課（企画）	滋賀県障害者自立支援協議会の一部会として行政部会を立ち上げ、市町職員の知識拡充に資することができた。	引き続き、年2回市町の相談支援・支給決定事務の担当者との会議を開催していく。
	実績	57人	63人					
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	見込	97回	99回	100回	※市町見込みの積み上げ	障害福祉課（事業所）	実地指導を2月まで実施し、その指導内容や制度改正等に関する資料をホームページに掲載することで、市町、健康福祉事務所および障害福祉サービス事業所に対し、広く周知することができた。	引き続き、計画的な実施指導を行うとともに、集団指導等を通じて、実地指導での指摘事項等を広く周知する。
	実績	78回	101回					
③指導監査結果の関係市町村との共有	見込	1回	1回	1回	R4年度実績：1回	障害福祉課（事業所）		
	実績	1回	1回					

(4) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考	担当課	主な実績・成果・評価	課題・対応
④相談支援専門員およびサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修への意思決定ガイドライン等を活用した研修の実施回数および修了者数	見込	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修修了者数：初任者80名、現任60名、主任20名 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300名、実践150名、更新360名 意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修修了者数：初任者80人、現任60人、主任20人 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300人、実践150人、更新360人 意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修修了者数：初任者80人、現任60人、主任20人 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎300人、実践150人、更新360人 意思決定支援に関する研修修了者数：150人（R6～R8年度の累積） 	R5新規項目	障害福祉課（企画）	<p>基幹相談支援センターが中心となり、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。</p> <p>また、初任者研修については、前年度より定員を拡大し（98名）申込者全員が受講できる体制を確保したとともに、現任研修、主任相談支援専門員研修についても、希望者全員が受講できるよう受入れを行い、相談員支援専門員の資質向上の機会を確保した。</p>	<p>引き続き、相談支援専門員の確保・育成を通じて、障害児者およびその家族等が身近な地域で適切な相談支援を受けられる体制の一層の充実を図る。</p>
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修修了者数：初任者80人、現任51人、主任12人 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎227人、実践182人、更新137人 意思決定支援に関する研修修了者数：59人（R4～R6年度の累積） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員研修修了者数：初任者88人、現任52人、主任14人 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数：基礎224人、実践175人、更新96人 意思決定支援に関する研修修了者数：66人（R5～R7年度の累積） 					